

福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県外から搬入される産業廃棄物について、事前に受入状況を把握することが難しく、監視・指導を行う際の課題となっていることから、福岡県内の処分業者ごとに、あらかじめ福岡県外から搬入される産業廃棄物の排出事業者、種類、予定数量等を把握することにより、監視・指導の効率化・迅速化を図るとともに、産業廃棄物の処理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。ただし、法によらない用語については次のとおりとする。

- (1) 県外産業廃棄物 福岡県外で排出される産業廃棄物をいう。
- (2) 県内処分業者 法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事の許可を受けて、福岡県内において産業廃棄物の処分を業として行っている者をいう。
- (3) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者（法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。）をいう。
- (4) 県外排出事業者 福岡県外に事業場を有する排出事業者であって、当該事業場から排出される産業廃棄物について、県内処分業者に処分を委託しようとする者をいう。
- (5) 特定県外産業廃棄物 県外産業廃棄物のうち岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県で排出される産業廃棄物をいう。
- (6) 電磁的記録媒体 CD-ROM又はCD-R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する120ミリメートル光ディスク）をいう。

(関係者の責務)

第3条 県内処分業者及び県外排出事業者は、産業廃棄物の処理に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。

- 2 県内処分業者は特定県外産業廃棄物の処分を受託する場合は、当該産業廃棄物の放射性セシウム濃度の把握に努めるものとする。なお、処分に当たっては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）を遵守するものとする。
- 3 県外排出事業者は、産業廃棄物を県内処分業者に処分を委託する場合には、委託する産業廃棄物の適正処理を確保するため、県内処分業者の廃棄物の保管状況や、施設の稼動状況等の把握に努めなければならない。

(県外産業廃棄物の県内搬入に係る届出)

第4条 県内処分業者は、福岡県内の事業場（北九州市、福岡市又は久留米市

の区域にあるものを除く。)において、県外排出事業者から県外産業廃棄物を搬入して処分しようとするときは、当該処分について、県外排出事業者の事業場ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を様式第1号及び様式第1号の2(電子メール又は電磁的記録媒体による届出の場合にあつては、様式第1号の3)により知事に届け出なければならない。なお、本要綱の規定に基づく届出は、法第18条第1項の規定に基づく報告の徴収として求めるものである。

- (1) 届出者の氏名又は名称、住所及び許可番号並びに届出者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 県外排出事業者の氏名又は名称及び住所並びに県外排出事業者が産業廃棄物処分業者である場合にあつては、その固有番号(許可番号中、下6桁の番号をいう。以下同じ。)
 - (3) 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地
 - (4) 県外産業廃棄物の処分を行う施設の名称及び所在地
 - (5) 県外産業廃棄物の収集運搬者の氏名又は名称及び固有番号
 - (6) 県外産業廃棄物の種類及び年間の処分予定数量
 - (7) 県外産業廃棄物の処分の方法
 - (8) 県外産業廃棄物の搬入開始予定年月日及び処分終了予定年月日
- 2 前項の届出をした者は、同項第1号から第4号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更後速やかにその旨を様式第2号及び様式第2号の2(電子メール又は電磁的記録媒体による届出の場合にあつては、様式第2号の3)により知事に届け出なければならない。
 - 3 第1項の届出をした者は、同項第5号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を様式第2号及び様式第2号の2(電子メール又は電磁的記録媒体による届出の場合にあつては、様式第2号の3)により届け出なければならない。ただし、同項第6号の年間の処分予定数量については、変更後の数量が現在届け出ている数量の2倍を超えるときに限る。
 - 4 第1項の届出をした者は、当該届出に係る県内での処分を終了したときは、当該終了の日から30日以内に様式第3号により知事に届け出なければならない。
 - 5 第1項の届出については、搬入開始予定年月日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)ごとに行うものとする。翌年度にわたり継続的に県外産業廃棄物を搬入する場合には、翌年度の搬入に係る届出をその前年度末までに行わなければならない。
 - 6 第1項から第4項までの届出を行った者は、当該届出書の写しを、届出を行った県外産業廃棄物の処分終了後5年間保存しなければならない。

(適用除外)

第5条 前条の規定は、特定県外産業廃棄物以外の県外産業廃棄物を焼成により処分する場合については、適用しない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に県外産業廃棄物の処分を受託し、搬入を行っている県内処分業者は、要綱第4条第1項に定める届出については、平成25年12月27日までに、知事に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に第4条の規定により、提出された届出書は、改正後の第4条の規定により提出された届出書とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。